

## 公的年金等控除額について

公的年金等にかかる雑所得は、個別に必要経費を計算するのではなく、一定の計算式に基づき控除する額が決まります。  
これを公的年金等控除額といいます。公的年金等の収入額から公的年金等控除額を差し引いて、公的年金等にかかる雑所得を算出します。

### 公的年金等控除額の算出の仕方

#### (65歳未満)

収入金額	公的年金等控除額
130万円以下	70万円
130万円超410万円以下	50万円 + (収入金額 - 50万円) × 25/100
410万円超770万円以下	140万円 + (収入金額 - 410万円) × 15/100
770万円超	194万円 + (収入金額 - 770万円) × 5/100

#### (65歳以上)

収入金額	公的年金等控除額
330万円以下	120万円
330万円超410万円以下	50万円 + (収入金額 - 50万円) × 25/100
410万円超770万円以下	140万円 + (収入金額 - 410万円) × 15/100
770万円超	194万円 + (収入金額 - 770万円) × 5/100

#### 【例】公的年金等収入額が300万円の場合

##### (65歳未満)

公的年金等控除額は、 $50万円 + (300万円 - 50万円) \times 25/100 = 112万5千円$

公的年金等にかかる雑所得は、 $300万円 - 112万5千円 = 187万5千円$

##### (65歳以上)

公的年金等控除額は、120万円

公的年金等にかかる雑所得は、 $300万円 - 120万円 = 180万円$